

銀行取引の法律入門

銀行員に必要とされる法律知識は

民商法を中心に広い範囲に及んでいます

本書は銀行取引にかかわりのある

さまざまな法律を具体的に解説しました

高木多喜男・吉原省三編



✓ 有斐閣新書

行取引の法律入門

多喜男・吉原省三編

● 編者紹介

高木多喜男 (たかぎ たきお)

1930年生れ。1953年神戸大学法学部卒業。

現在、神戸大学法学部教授

主要著書 『動産売買法』〔共編〕, 1976年, 有斐閣。『担保物
権法』〔共著〕, 1973年, 有斐閣。『担保・保証の法律相談』
〔共編〕, 1972年, 有斐閣。ほか

吉原省三 (よしはら しょうぞう)

1933年生れ。1956年東京大学法学部卒業。

現在、弁護士・弁理士

主要著書 『銀行取引法の諸問題』1973年〔第2集は1975年〕,
金融財政事情研究会。『銀行取引』〔共編〕, 1969年, 有斐
閣。ほか



有斐閣新書

銀行取引の法律入門

1976年11月10日 初版第1刷発行 ©

1977年3月25日 初版第3刷発行

編 者 高 木 多 喜 男
吉 原 省 三

発 行 者 江 草 忠 允

発行所 株式 有 斐 閣
会 社

〒101 東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 264-1311 振替 東京 6-370
京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

落丁本・乱丁本はお取替えいたします

藤本総合印刷・稲村製本

★定価はカバーに表示してあります

はしがき

銀行取引に携わる行員にとって、法律知識が不可欠であることは改めていうまでもない。しかし、銀行取引に関する法理論は非常に複雑である。銀行取引は定型化されているとはいえ、広範囲にわたり、その法律関係を決定する規範も民商法だけではなく、約款・商慣習・判例・行政先例と多岐にわたるからである。したがって新入行員にとっては、ことに、入行前に法学教育を受ける機会がなかった者にとっては極めてやっかいであらう。

本書は、そのような人たちを対象として、銀行取引の基礎理論を具体的な設例に即して出来るだけ平易に説明したものである。

銀行取引の法理論を詳細に解説した書物は多い。しかし、右のような人々にとっては、いきなり取りくんでも、なかなか取りつきにくく、理解も困難である。まず、基礎理論を習得した上で、さらに高度の知識を求めるといようにすれば、右のような悩みも解

消するのではないかと思っている。

本書は、このような見地から、基礎理論を学んでもらうことを目的として書かれたものである。本書を読まれた上で、各章の末尾に掲げているような文献に進まれることをお勧めしたいと思う。

なお、本書を作るにあたっては、編集部のみなさんにいろいろとお骨折をいただいた。厚く御礼申し上げたいと思う。

昭和五十一年九月

高木多喜男

吉原省三

◆執筆者紹介（五十音順）◆

石田喜久夫（いしだ きくお）	神戸大学法学部教授
神崎克郎（かんざき かつろう）	神戸大学法学部教授
高木多喜男（たかぎ たきお）	神戸大学法学部教授
中馬義直（ちゅうま よしなお）	筑波大学社会科学系教授
野村豊弘（のむら とよひろ）	学習院大学法学部助教授
半田正夫（はんだ まさお）	青山学院大学法学部教授
前田 庸（まえだ ひとし）	学習院大学法学部教授
吉原省三（よしはら しょうぞう）	弁護士・弁理士

《有斐閣新書》の刊行に際して

今日ほど教育の問題が関心を集めた時代がかつてあったでしょう。戦後の教育改革からすでに三十年、昨今の高校・大学進学率ひとつをとってみても、そのはげしい変化には驚くべきものがあります。これらの変化は高度経済成長がもたらした「消費革命」とはまったく質を異にする新しい時代の到来を感じさせます。それは一種の「意識革命」といふべきものかも知れません。このような時代のなかで、きわめて多数の人びとが、主体的にあるいは創造的に「学び」かつ「知る」という欲求を強くもちはじめています。大学をはじめとするさまざまな学校、社会生活に根づいた職場や地域で、多種多様な講座がもたれるようになりました。現代が「開かれた大学の時代」とか「生涯教育の時代」とよばれるゆえんであります。

小社は、これまで《有斐閣双書》《有斐閣選書》をはじめとする出版活動をとおして、社会科学・人文科学の諸分野にわたる専門知識を広く社会に提供する努力をつづけてまいりましたが、このたび「専門知識を万人に」の願いをこめて、新しい時代にふさわしい出版企画《有斐閣新書》を、創業百周年記念出版のひとつとして発足させることにいたしました。

《有斐閣新書》は、現代人の多様な知的欲求に応えようとするものであり、小社が永年培ってきた学術出版の伝統を生かした新しいタイプの基本図書であります。この点で、本新書は、これまでの一般教養向きの新書とはまったく性格の異なる出版企画であり、現代における学術知識の普及への新しい使命をになうものと言えましょう。

《有斐閣新書》は、新書判というハンディな判型の中で最新の学問成果を平明に解説し、必要にして十分な内容を収めるとともに、古典の再発見に努めるなど、現代に生きるすべての人びとにとって、学問の扉をひらく際のよきガイドブックとなることを意図しております。読者のみなさまの一層のご支援をお願いしてやみません。

(昭和五十一年十一月)

有斐閣新書 既刊と続刊

* 印は続刊

A 法律・政治

河本一郎・北沢正啓編

* 商法入門(1)
— 会社 —

遠藤 浩・久保田きぬ子編

法学入門
— 法学・日本国憲法 —

河本一郎・北沢正啓編

商法入門(2)
— 総則・商行為・手形小切手 —

* 憲法入門(1)
樋口陽一・山内敏弘・森英樹・佐藤幸治・浦部法穂・中村睦男

* 刑法学のあゆみ
三井 誠・町野 朔・中森喜彦著

* 憲法入門(2)
吉田善明・浦田一郎・野中俊彦・新井隆一・江橋崇・古川純著

労働法入門
中山和久・岸井貞男・門田信男・深山喜一郎・山本吉人・坂本重雄

行政法入門
原田尚彦・小高 剛・田村悦一・遠藤博也著

日常法律入門
外尾健一・林屋礼二・幾代通著
原菊志・望月礼二郎・加藤永一

民法入門(1)
乾 昭三編
— 財産法 —

相続の法律入門
谷口知平・久貴忠彦編

* 民法入門(2)
川井 健編
— 家族法 —

* 借地・借家の法律入門
望月礼二郎・半田正夫・甲斐道太郎・白羽祐三著

河合伸一著

* 手形小切手の法律入門

高木多喜男・吉原省三編

銀行取引の法律入門

佐藤 進・児島美都子編

* 社会福祉の法律入門

伊藤正己・尾吹善人・樋口陽一著
注 釈 憲 法

* 注 釈 民法(1)
水本 浩著
— 総則・物権 —

* 注 釈 民法(2)
篠塚昭次著
— 債 権 —

* 注 釈 民法(3)
島津一郎編
— 親族・相続 —

斎藤謹造編

近代経済学

大内秀明・鎌倉孝夫編

経済原論

稲毛満春編

* マクロ経済学入門

* ミクロ経済学入門
森本好則・村田安雄・白井孝昌・山本英太郎・在開津典生・永井進

* 古典学派の経済思想
杉原四郎・鶴田満彦・菱山 泉・松浦 保編
経済思想史1

* マルクス主義の経済思想
杉原四郎・鶴田満彦・菱山 泉・松浦 保編
経済思想史2

* 限界革命の経済思想
杉原四郎・鶴田満彦・菱山 泉・松浦 保編
経済思想史3

* ケインズ主義の経済思想
杉原四郎・鶴田満彦・菱山 泉・松浦 保編
経済思想史4

B 経済・経営

溝口敏行・木下宗七著

* 消費者のための日本経済入門

戸田芳実編

* 日本史(2)

大江志乃夫編

* 日本史(10)

* 財政入門
石弘光・宇佐美昇朗・砂川良和・中桐宏文著

* 日本史(3)
三浦圭一編
— 中世2 —

* 日本文化史(1)
川崎庸之・奈良本辰也編
— 古代・中世 —

* スミス国富論入門
和田重司・星野彰男著

* 外国為替論入門
吉野昌甫・滝沢健三編

* 日本史(4)
大石慎三郎編
— 近世1 —

* 日本文化史(2)
川崎庸之・奈良本辰也編
— 近世・近代 —

* 金融資本論入門
飯田裕康・鈴木芳徳・野田弘英・高山満著
— ヒルファディング —

* 経営学説入門
北野利信編

* 日本史(5)
大石慎三郎編
— 近世2 —

* 日本文化史(3)
川崎庸之・奈良本辰也編
— 文化の展開と継承 —

* ウェーバー 安藤英治編
プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神

* 労務管理の思想
津田真澄著

* 日本史(6)
田中彰編
— 近代1 —

* 私の短歌入門
山本友一編

* ルソー 社会契約論入門
小笠原弘親・白石正樹・藤原保信・川合清隆著

C
社会・心理・歴史・文学

* 日本史(7)
宇野俊一編
— 近代2 —

* 私の俳句入門
大野林火編

* ルソー エミール入門
吉沢昇・為本六花治・堀尾輝久著

* 心理学のあゆみ
宇津木保・大山正・岡本夏木・金城辰夫・高橋淳子著

* 日本史(8)
山本四郎編
— 近代3 —

D 古典入門

フロイト 精神分析入門
小此木啓吾・馬場謙一編

* 日本史(1)
上田正昭編
— 古代 —

* 日本史(9)
木坂順一郎編
— 近代4 —

浅野栄一著
ケインズ 一般理論入門

— 以下逐次刊行 —

もくじ

1	銀行取引と法律	中馬義直	1 ~ 11
----------	---------	------	--------

1	銀行取引とはなにか	1
2	銀行取引と取引規範	3

2	銀行取引と契約	中馬義直	12 ~ 31
----------	---------	------	---------

1	銀行取引における契約	12
2	銀行取引契約と約款	15

3	銀行取引における契約の諸形態	20
----------	----------------	----

3	取引の当事者	前田 庸	32 ~ 59
----------	--------	------	---------

1	銀行取引の相手方	32
----------	----------	----

2	個人	33
----------	----	----

3	法人	38
----------	----	----

	4	会社	40	
	5	権利能力なき社団・財団および民法上の組合	45	
	6	代理・代表	48	
	4	契約の成立と終了		高木多喜男 60 ~ 73
	1	契約締結の方法	60	
	2	契約と契約書	63	
	3	契約の無効と取消	64	
	4	契約の解除・解約	70	
	5	取引当事者の権利・義務		高木多喜男 74 ~ 88
	1	契約と債権・債務	74	
	2	各種取引より生ずる債権・債務の内容	77	
	3	利息	84	

8 債務不履行

野村豊弘 126
144

1 債務不履行の意義と要件 126

2 債権の強制的実現 136

3 損害賠償 140

9 債権の担保

吉原省三 145
170

1 担保の機能と種類 145

2 保証 149

3 法定担保権 156

4 質権 158

5 抵当権 164

10 銀行取引と手形・小切手

神崎克郎 171
195

1 手形・小切手の機能 171

2 約束手形の法律関係 176

もくじ

3	為替手形の法律関係	186
4	小切手の法律関係	188
5	手形交換制度と不渡処分	191
索引		

1 銀行取引と法律

1 銀行取引とはなにか

▼銀行取引とは、預金・貸付など銀行その他の金融機関で行なわれる取引をいう

銀行取引という言葉は多少あいまいであるが、ここでは、銀行その他の金融機関において業務として行なわれる取引という広い意味に解しておけば十分であろう。そこでその内容はなにかというところなる分類方法があるが、もっとも一般的なやり方は基本取引（固有業務）と附随取引（附随業務）とに分ける分類である。基本取引は、預金と貸付および手形割引と為替とをいう（銀行法一条、相互銀行法二条一項など）。

附随取引は、銀行業に附随する業務であるが、どのようなものが含まれるかは一般経済社会の通念に任されておき（銀行法五条は保護預りだけを例示している）、通常は保護預り、振替、手形交換、債権の取立、債務の保証（支払承諾）、金銭の出納、両替、他銀行の業務の代理などがこれに属するとされている。もっとも、金融機関の種類によっては右と多少異なる点もあるが、その点に深入りする必要はないであろう。

▼銀行取引は、定型化する傾向をもち、確実性を強く求められる

銀行その他の金融機関の中心的な役割は、資金需給の媒介、すなわち、一般社会の遊資を集めて、各種

企業などの運営に必要な資金を供給することにある。

(1) そこで、資金の吸収のための契約すなわち預金契約は、きわめて集団的かつ反復的に行なわれることになるが、反面の資金の供給すなわち貸付もやはり多数の者に対して反復的に行なわれている。これは、危険の分散にも役立つ。この集団性・反復性は、為替・当座勘定・手形交換など、すべての銀行取引を通じてみられるいちじるしい特色であり、その当然の結果として取引の定型化をもたらし。

右のように、銀行取引は集団的・反復的かつ定型的に行なわれるため、個々の取引による手続の集積という形で、一定の取引慣行を生じやすい。また、その取引が各銀行（以下では、銀行を念頭において考える）を通じてだいたい同じであるため、そのような取引慣行が全銀行を通じて統一的な内容をもつ傾向が強い。ところで、銀行取引はすべて銀行と取引先との間の契約にもとづいて行なわれるものであるが、日々行なわれる多数の取引先との大量の取引について、個々の取引ごとにいちいち取引先と契約内容を協議して決めていたのでは、非能率的なうえに間違いも起こりやすく、また契約内容につき不公平その他の非難を招くおそれもあるので、ごく普通の取引については、あらかじめ銀行の方で契約内容を定型化し（このように取決めた契約条項を約款という）、それを記載した契約書の用紙を準備し、これを使って取引をするという方式をとる。この取引約款は前述のような取引慣行を基礎として作成されるので各銀行を通じてだいたい共通のものになる傾向があり、これに銀行間の取引が介在してくると、各銀行を通じて統一的な処理する必要が生じ、取引の定型化・約款の統一化がさらに促進されることになる。

(2) 銀行の預金・貸付による正味差益の率や為替取引などの手数料は比較的低いものであるが、これら

の取引を大量かつ確実にこなすことによって銀行は高収益をあげる。したがって、銀行にとって警戒すべきは、貸倒れと事務ミスである。これらは、ただちに有形的損失をもたらすだけでなく、銀行の信用の喪失という無形の大損失を招く。銀行がその取引の確実を期するとともに、その取引約款において自己の権利の保全や免責のための条項を整備しようと苦心するのは、当然のことともいえる。

しかし、取引約款による銀行の取引の確実化は、その方法のいかんによっては、取引の相手方の地位・権利の不安定をもたらすおそれがある。銀行にとって取引の確実性は至上命令ではあるが、相手方の地位の確実性、取引の結果についての予測可能性を不当に害すべきではないから、それには合理的な限界がなくてはならないのである。

2 銀行取引と取引規範

▼銀行取引をめぐる法規範は約款、商慣習(法)、民商法の順になる

銀行取引は、財産に関する取引であり、前述のように契約という形で行なわれるのであるから、基本的には主として民法の財産法の部分とその特別法である商法の対応する部分によって律せられるが、民法の規定には銀行取引に特有なものは少ないから、商慣習ないし商慣習法(商慣習のうち普及度のきわめて高いものと思えばよい)および取引約款が重要な意味をもつ。すなわち、これらはもともと法律の規定のない部分を補充し、また法律のいわゆる任意規定(契約などの当事者が法律の規定と違うことを合意すればその合意が有効と認められるような規定をいう。これに対し、そのような合意が無効とされる規定を強行規定と称する)があるが、